

令和6年12月5日

(石狩東部広域水道企業団告示第13号)

次により事後審査型条件付一般競争入札を行います。

1 入札に付する事項

- (1) 件名 石狩東部広域水道企業団高圧電力供給
- (2) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 供給期間 令和7年4月1日0時から 令和9年3月31日24時まで
この契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約書には、「発注者(石狩東部広域水道企業団)は、契約期間の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度(以降)の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、受注者(契約の相手方)は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。」旨の条項を付記する。
- (4) 概要 漁川浄水場他計5地点への高圧電力を供給。予定使用電力量等は設計図書・仕様書等による。
- (5) 入札方式 当該入札は、入札参加資格審査を入札後に行う事後審査型条件付一般競争入札である。

2 入札に参加する者に必要な事項

入札参加希望者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けた者であること。
- (3) 平成26年度以降に国、地方公共団体もしくはこれらに準ずる機関を契約の相手方とした、1供給地点において契約電力780kW/月以上かつ12か月以上継続した高圧電力の供給を履行した実績があること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後のものは除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 公表の日から入札執行日までの間に、石狩東部広域水道企業団より指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に人的関係(役員が現に兼務している場合)又は資本関係(親会社と子会社の関係、親会社を同じくする子会社同士の関係)がある者でないこと。

3 入札参加申請

入札参加希望者は、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)に次の書類(1)～(10)を添付して申請すること。ただし、石狩東部広域水道企業団競争入札参加資格者のうち「高圧電力」の登録がある者は(4)～(10)の添付を省略することができる。

- (1) 同種業務履行実績書(様式2)【上記2(3)に記載した要件を満たすこと。】
- (2) 同種業務履行実績書に記載した業務の履行を証明する書類(契約書写等)
- (3) 審査結果通知書返送用封筒【宛先を記載し、110円切手を貼付したもの】
- (4) 小売電気事業登録を証明する書類
- (5) 登記事項証明書(申請時の3か月以内に法務局が発行した「履歴事項全部証明書」。写し可。)
- (6) 印鑑登録証明書(申請時の3か月以内に法務局が発行したもの。写し可。)
- (7) 消費税及び地方消費税の納税証明書(申請時の3か月以内に税務署が発行した証明書。写し可。)
- (8) 北海道税の納税証明書(申請時の3か月以内に振興局又は道税事務所が発行した証明書。「道税(個人道民税及び地方消費税を除く。)及び地方法人特別税について滞納がないこと。」の証明。北海道税の納税義務がない法人等は、本店の所在する都府県の事業税について滞納が無いことの県庁等発行証明書。写し可。)
- (9) 財務諸表(直近2事業年度決算のもの。)
- (10) 誓約書(様式E)

4 受付期間等

(1) 受付期間

令和6年12月5日(木)から令和7年1月21日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)とする。

(2) 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(3) 入札参加申請書の配付・受付場所

恵庭市盤尻264番地の1 石狩東部広域水道企業団 総務課

(当企業団ホームページ <http://www.ishito.jp/> からダウンロードできます。)

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送する場合は、その封書に「(件名) 入札参加申請書」と朱書きし、配達証明郵便で受付期間の令和7年1月21日(火)17時までに提出してください。)によるものとし、他の方法(電送等)による提出は認めない。

5 設計図書・仕様書等の閲覧等

(1) 閲覧期間

令和6年12月5日(木)から令和7年1月22日(水)まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。)とする。

(2) 閲覧場所

恵庭市盤尻264番地の1 石狩東部広域水道企業団 総務課

(なお、郵送による閲覧を希望する場合には、令和7年1月21日(火)までに返送用封筒【角形2号の封筒に宛先を記載し、390円切手を貼付したもの】を閲覧場所まで送付すること。)

(3) 設計図書に対する質疑

質疑書(様式6)を、令和6年12月4日(水)から令和7年1月21日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。)の期間内に、4(3)に記載した箇所に提出すること。

(4) 質疑に対する回答

令和7年1月22日(水)までに書面等により回答する。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和7年1月23日(木) 午前10時00分

(2) 場所 恵庭市盤尻264番地の1 石狩東部広域水道企業団庁舎 1階会議室

7 入札方法等

(1) 入札者は、別添の入札書様式に必要事項を記入し、持参又は郵送すること。郵送する場合は、その封書に「(件名)入札書」と朱書きし、必要書類(委任状等)がある場合はそれらを同封して配達証明郵便で提出しなければならない。他の方法(電送等)による入札は認めない。

(2) 総価(電力供給仕様書等に示した月ごとの契約電力及び予定使用電力量に対して、入札者が設定した予定契約電力に対する月額単価(基本料金)及び使用電力量に対する単価(電力量料金)に基づき計算した額(消費税及び地方消費税相当額を含み、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は含まない。))で入札を行うこと。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含めて見積もった契約金額を入札書に記載してください。また、消費税及び地方消費税の税率は10%とする。

なお、契約に当たっては、入札書の入札金額内訳に記載した単価を基に行うので、内訳の価格の総和が入札金額と一致しない場合又は内訳の計算に誤りがある場合、その入札は無効とする。

(3) 入札執行回数は、3回とする。

(4) 1回目又は2回目の入札を行った結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うが、郵便入札参加者は、再度の入札を辞退したものとみなし、再度の入札への参加できない。

(5) 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。ただし、郵送で入札を行う者はこの限りではない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、

入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

また、落札候補となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者を定めるものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会わない郵便入札参加者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(6) 予定価格は事後公表とする。

(7) 入札日当日、入札前に委任状を別添の様式にて提出すること。（該当の場合のみ）

8 入札参加資格の確認

(1) 落札候補者の決定

事後審査型一般競争入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で入札した者で、最低の価格で入札した者を落札候補者とし、当該入札においては落札を保留する。

(2) 入札参加資格の審査

入札参加資格の審査は、入札執行後、最低価格入札者から入札価格の低い順に実施し、競争入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。

(3) 落札者の決定、通知

落札者を決定したときは、当該落札者及びその他入札参加者全員に、書面にて落札者及び落札金額をすみやかに通知する。

(1)において決定した落札候補者が行った入札を無効とした場合は、その理由を書面にて通知する。

9 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して土曜日、日曜日及び祝日を除く4日以内に書面により理由の説明を求められることができる。

（書面は、4(3)に記載した箇所に持参すること。郵送又はFAXによるものは受け付けない。）

(2) 理由の説明は、原則として(1)の書面を受け取った日の翌日から起算して土曜日、日曜日及び祝日を除く4日以内に入札参加資格審査結果に係る理由説明書により回答する。

10 低入札価格調査基準価格及び失格判断基準

(1) 低入札価格調査基準価格 無

(2) 失格判断基準 無

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、落札金額（仕様書等に示した契約電力等及び予定使用電力量に、契約単価を乗じて得た金額の合計）の100分の10に相当する額以上の契約保証金、又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場

合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

ただし、石狩東部広域水道企業団契約規程第 38 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

12 契約書作成の要否 要

13 その他

- (1) 入札参加者は、企業団の競争入札心得及び関係法令等を遵守すること。
- (2) 入札参加者が 1 者の場合でも入札を実施する。
- (3) 天災等やむを得ない事情により、入札を延期又は中止することがある。なお、これらの場合における損害は、申請者の負担とする。
- (4) その他不明な点は、石狩東部広域水道企業団 総務課に照会すること。
(電話番号 0 1 2 3 - 3 3 - 2 1 9 1)